

## 協議項目 17 「消防団の取扱いに関する事」

協議項目 17 「消防団の取扱いに関する事」について、次のとおり定める。

平成 15 年 7 月 10 日提出

前橋広域市町村合併協議会  
会長 萩原 弥惣治

### 消防団の取扱い

大胡町、宮城村及び粕川村の消防団は、現行のまま新市に引き継ぎ、組織・形態については、合併後に再編・整理等を行うものとする。

大胡町、宮城村及び粕川村の消防団員の待遇等については、各町村の制度を考慮し、前橋市の制度に段階的に調整していくものとする。

なお、消防力の充実を図るため、新市域内に消防分署の新設を前橋広域市町村圏振興整備組合へ働きかけていくものとする。

1 消防団の組織												
	前橋市			大胡町			宮城村			粕川村		
体制	4 方面 / 15 分団 / 40 部			- / 4 分団 / -			- / 3 分団 / -			- / 4 分団 / -		
定員(実員)	839人(797人)			103人(78人)			103人(100人)			111人(101人)		
団員の就業形態 (割合)	被雇用者	505人(63.4%)		被雇用者	50人(64.1%)		被雇用者	77人(77.0%)		被雇用者	83人(82.2%)	
	JA職員等	37人(4.6%)		JA職員等	20人(25.6%)		JA職員等	9人(9.0%)		JA職員等	28人(27.7%)	
2 階級・報酬・費用弁償												(単位：円)
	前橋市			大胡町			宮城村			粕川村		
	報酬年額	日当	宿泊料	報酬年額	日当	宿泊料	報酬年額	日当	宿泊料	報酬年額	日当	宿泊料
団長	266,000	2,600	12,500	306,000	2,600	11,800	310,000	2,600	11,800	318,000	無	無
副団長	182,500	2,600	12,500	188,000	2,600	11,800	189,000	2,600	11,800	194,000	無	無
ラッパ長	-	-	-	-	-	-	165,000	2,600	11,800	169,000	無	無
副ラッパ長	-	-	-	-	-	-	62,000	2,600	11,800	-	-	-
ラッパ手	-	-	-	-	-	-	44,000	2,600	11,800	44,000	無	無
分団長	155,500	2,200	12,500	144,000	2,600	11,800	147,000	2,600	11,800	150,000	無	無
副分団長	97,000	2,200	12,500	86,000	2,600	11,800	86,000	2,600	11,800	89,000	無	無
部長	83,500	2,200	12,500	-	-	-	67,000	2,600	11,800	-	-	-
班長	53,000	2,200	12,500	51,000	2,600	11,800	52,000	2,600	11,800	54,000	無	無
運転手	-	-	-	-	-	-	51,000	2,600	11,800	-	-	-
団員	43,000	2,200	12,500	40,000	2,600	11,800	41,000	2,600	11,800	42,000	無	無
前橋市の消防ポンプ自動車の機関員は、年額24,000円をそれぞれの階級における定額に加算した額とする。												

議案第 26 号参考資料

3 出動手当

	前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
火災・水防	-	1,500円 / 1回・1人	1,500円 / 1回・1人	1,500円 / 1回・1人
訓練・演習	-	1,500円 / 1回・1人	-	1,500円 / 1回・1人
人命検索	-	1,500円 / 1回・1人	-	1,500円 / 1回・1人
会議	-	1,500円 / 1回・1人	-	1,500円 / 1回・1人
その他	-	1,500円 / 1回・1人	-	1,500円 / 1回・1人
年末夜警	-	-	1,500円 / 1回・1人	1,500円 / 1回・1人
災害警戒	-	-	1,500円 / 1回・1人	1,500円 / 1回・1人
特別警戒	-	-	1,500円 / 1回・1人	1,500円 / 1回・1人
防火査察	-	-	1,500円 / 1回・1人	1,500円 / 1回・1人

4 4市町村消防団の報酬・出動手当、消防団運営交付金等の年間所要額

(平成15年度当初予算、単位：円)

種別	市町村別	前橋市	大胡町	宮城村	粕川村	備考
団員報酬		43,854,000	5,370,000	5,693,000	6,005,000	前橋市は機関員手当加算を含む
消防団運営交付金・補助金		19,600,000	4,000,000	3,600,000	2,660,000	
防火指導員火災予防業務運営交付金		450,000				
消防自動車試運転費補助金				900,000	864,000	
機関員養成費補助金					100,000	
歳末警戒夜警費補助金			40,000	240,000	530,000	
出初式分団補助金					120,000	
車庫詰所管理委託金					260,000	
団員養成費補助金				1,030,000		
秋季点検団員研修費		470,000			1,000,000	
幹部その他団員研修費			1,320,800	2,780,000	550,000	
自動車共済補助金			309,000		333,000	
サイレン管理費補助金				210,000		

議案第 26 号参考資料

種別	市町村別	前橋市	大胡町	宮城村	粕川村	備考
消火栓・防火水槽管理費補助金				180,000		
災害防御訓練補助金				600,000		
出動手当			3,600,000	6,784,500	5,849,000	過去3年間の支給実績平均
合 計		64,374,000	14,639,800	22,017,500	18,271,000	
消防団員の条例定数		839人	103人	103人	111人	
団員1人当たりの年間所要額		76,727	142,134	213,762	164,603	

5 先進地事例

つくば市	福山市	呉市	新発田市
<p>茎崎町消防団は現行どおりつくば市に引き継ぐものとし、分団数、団員及び定数については合併後速やかに調整する。</p> <p>ただし、団員の手当等については、合併時につくば市の制度を適用する。</p>	<p>福山市の制度に統一するものとする。</p> <p>新市町(内海町)消防団を福山市消防団の一方面隊として統合し、分団については4分団(3分団)とする。</p> <p>新市町(内海町)の消防団員は、福山市の消防団員として引き継ぐものとする。</p>	<p>下蒲刈町の消防団は、全団員を呉市の消防団組織に統合し、再編整備していくものとする。</p>	<p>豊浦町の消防団の分団については、現行どおり新市に引き継ぎ、合併後に再編を検討する。</p>

議案第 2 6 号参考資料

《消防組織法》 昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号

第 9 条 市町村は、その消防事務を処理するため、左（下）に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 一 消防本部
- 二 消防署
- 三 消防団

第 1 5 条 消防団の設置、名称、区域は条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令のあるときは、その区域外においても行動することができる。

第 1 5 条の 2 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

第 1 5 条の 6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱に関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については、地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については、条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。